

## **感染症発生時における業務継続計画**

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	社会福祉法人白ゆり会	種別	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
理事長	長尾 典明	事業所名 管理者	岡山白ゆり発達支援センター 虫明 瞳
所在地	岡山市北区辛川市場 317-3	電話番号	086-284-8121

# 感染症発生時における業務計画

## 第Ⅰ章 総則

### 1 目的

本計画は、感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

### 2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

### 3 主管部門

本計画の主管部門は、社会福祉法人白ゆり会とする。

## 第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

### 1 対応主体

社会福祉法人白ゆり会理事長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

### 2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 体制整備<ul style="list-style-type: none"><li>・理事長及び各園園長、各事業所管理者にて感染対策委員会を設置し、感染（疑い）者発生時の対応を検討する。</li><li>・岡山白ゆり発達支援センター 感染対策委員会 委員長：虫明 ヒトミ 委員：近藤朋江、神原洋美、葛原亜希絵、福島恭子、岡本千絵、秋山恭子</li></ul></li><li>□ 意思決定者・担当者の決定<ul style="list-style-type: none"><li>・理事長：長尾典明 TEL.086-284-5224（第2白ゆり保育園）</li><li>・認定こども園白ゆり園長：石原仁美 TEL.086-284-4272</li><li>・発達支援事業担当役員：石原忍 TEL.086-294-5511 (認定こども園白ゆりの丘)</li><li>・岡山白ゆり発達支援センター管理者：虫明瞳 TEL.086-284-8121</li></ul></li><li>□ 役割分担<ul style="list-style-type: none"><li>・情報担当：虫明瞳</li><li>・職員担当：神原洋美、葛原亜希絵</li><li>・利用者担当：近藤朋江、岡本千絵</li><li>・物資担当：福島恭子、秋山恭子</li></ul></li></ul>	様式1
(2) 情報の共有・連携	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 情報共有範囲の確認<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報に配慮することを基本として情報を扱う。</li><li>・理事長及び各園園長、各事業所管理者で、感染対策委員会において情報共有。連携。</li></ul></li></ul>	様式2

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山白ゆり発達支援センター内においては、職員、利用者、保護者と情報共有。連携。</li> <li>・鳥越医院（TEL.086-284-7211）と、情報共有。連携。</li> <li>・岡山市保健所（TEL.086-803-1200）、 岡山市事業者指導課（TEL.086-212-1015）、 岡山市障害福祉課（TEL.086-803-1235）に、感染者や濃厚接触者の発生状況について報告。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 報告ルールの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を共有・連携する場合、岡山白ゆり発達支援センター管理者が、TEL（もしくはメール）で各所へ報告。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 報告先リストの作成・更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記報告先については、「災害発生時の対応」（掲示物）にて、一覧になっているので、これを使用することとする。</li> </ul>	
(3) 感染防止に向けた取組の実施	<p>必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に関する最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）を収集し、速やかに対応が必要な情報は、法人内及び事業所内で共有・周知する。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 基本的な感染症対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手指消毒、咳エチケットやユニバーサルマスク（無症状の人であってもマスクを着用する）等の基本的な感染症対策の実施状況を評価し、適宜改善を図る。</li> <li>・送迎時は、特に密になりやすいので、注意する。</li> <li>・障害特性を考慮し、有効な方法を検討する。</li> <li>・定期的な換気、高頻度接触面の消毒状況を確認する。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 利用者・職員の体調管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対しては、感染の疑いについて早期に発見できるよう、担当職員が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際ににおける体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無に留意する。</li> <li>・障害特性により、利用者が体調の変化を自発的に伝えることが難しい場合も想定され、普段接している職員の気づきも非常に重要であることから、積極的に職員間の情報交換に努める。</li> </ul>	様式 3 様式 8

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員には、無理をして出勤するリスクを周知し、発熱等の症状が認められる場合に出勤しないことを徹底とともに、もし体調が悪い時には、速やかに相談できる環境を整えていく。</li> <li>・無症状でもウイルスを保有している職員が、事業所にウイルスを持ち込んでしまう可能性もあり、可能な限りの対策を行う。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 事業所内出入り者の記録管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に出入りする者、職員、利用者、保護者等を把握し、感染者発生に備える。</li> <li>・送迎サービスについて「送迎表」等の資料を、2週間以上保管する。</li> </ul>	
(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保	<p><input type="checkbox"/> 保管先・在庫量の確認、備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク、消毒液等の在庫量や保管場所を確認し、職員に周知しておく。</li> <li>・感染が疑われる者への対応等により使用量が増加した場合に備え、普段から数日分備蓄しておく。</li> <li>・感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまで時間がかかる場合があることを考慮し、適時・適切に調達できるように手配しておく。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 委託業者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の調達先から確保できない場合に備え、複数の業者と連携しておく。</li> </ul>	様式 6
(5) 職員対応 (事前調整)	<p><input type="checkbox"/> 職員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に備えて、事業所内での支援員の応援体制を構築。</li> <li>・人員体制について、法人の関係者と相談する。法人に、支援員、事務職員等の職種に応じた人員確保の要請等。</li> <li>・感染拡大期に休む可能性がある職員（学校、社会福祉施設を利用している家族がいる職員等）を事前に把握しておく。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染リスクに対する職員の不安やストレスを軽減するため、事業所内に相談窓口（管理者）を設置し、職員が相談可能な体制を整える。</li> <li>・自治体や保健所にある精神保健福祉センターなど、外部の専門機関にも相談できること、相談窓口があることを周知する。</li> </ul>	
(6) 業務調整	<p><input type="checkbox"/> 運営基準との整合性確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を重要度に応じて分類し、感染者や濃厚接触者の人数、出勤可能な職員数の動向等を踏まえ、提供可能なサービスの優先順位を検討し、</li> </ul>	様式 7

	<p>業務の絞り込みや業務手順の変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 業務内容の調整           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内で対応可能な職員が減少した場合に備え、最低限の人数で業務を遂行するシフトに移行するため、平時から事業所内職員の対応能力等を評価・分析しておく。</li> <li>・事業所の業務を重要度に応じて、継続業務、追加業務、削減業務、休止業務に分類し、出勤率に応じて調整する。</li> <li>・法人の関係者と、通所サービスを休止した場合の代替サービスについて相談する。場合により、訪問・電話相談などの在宅支援を検討する。</li> <li>・応援職員に「してほしい業務」「説明すべきこと」を整理し、適切に伝える。</li> </ul> </li> </ul>	
(7) 研修・訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> BCP の共有           <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成した BCP を法人及び事業所の関係者と共有する。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> BCP の内容に関する研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から BCP の内容に関する研修を実施する。</li> <li>・個別対応のための情報（個人別ファイル等）を整理し、外部からの支援が受けられる体制を整える。</li> <li>・障害児への対応に理解が深められるよう医療機関と連携を図る。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> BCP の内容に沿った訓練           <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者や濃厚接触者が発生したことを想定し、療育場所の区分け等、感染対策実施訓練（シミュレーション訓練）を行う。</li> </ul> </li> </ul>	
(8) BCP の 検証・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 課題の確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の動向を把握し、訓練等を実施することで、課題を洗い出す。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 定期的な見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に BCP を見直し、更新する。</li> </ul> </li> </ul>	

## 第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

### 1 対応主体

社会福祉法人白ゆり会理事長の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	社会福祉法人白ゆり会 理事長 長尾典明	発達支援事業 担当役員 石原忍
医療機関、受診・相談センターへの連絡	岡山白ゆり発達支援センター 管理者 虫明瞳	岡山白ゆり発達支援センター 葛原亜希絵
利用者家族等への情報提供	岡山白ゆり発達支援センター 管理者 虫明瞳	インクルーシブ教室白ゆり 近藤朋江、神原洋美
感染拡大防止対策に関する統括	社会福祉法人白ゆり会 理事長 長尾典明	発達支援事業 担当役員 石原忍

### 2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 管理者へ報告<ul style="list-style-type: none"><li>・感染疑い事例が発生した場合は、速やかに管理者等に報告する。</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 協力医療機関、地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡<ul style="list-style-type: none"><li>・協力医療機関、地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡し、指示を受ける。</li><li>・電話相談時は、通所利用者である旨や、症状・経過など、可能な限り詳細な情報を伝える。</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有<ul style="list-style-type: none"><li>・状況について事業所内で共有する。その際、他の利用者や職員に体調不良者がいないか確認する。</li><li>・状況について法人内で共有する。その際、他の利用者や園児、職員に体調不良者がいないか確認する。</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 指定権者への報告<ul style="list-style-type: none"><li>・指定権者に状況について電話で報告する。</li></ul></li></ul>	様式 2

	<p><input type="checkbox"/> 相談支援事業所への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該利用者を担当する相談支援事業所に情報提供を行い、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるよう努める。</li> <li>・当該利用者が利用している他サービス事業者への情報共有を依頼する。</li> <li>・早急に対応が必要な場合などは、当該利用者が利用している他サービス事業者への情報共有を速やかに行う。</li> <li>・電話等で直ちに報告するとともに、必要に応じて文書にて詳細を報告する。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 家族への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・状況について当該利用者の保護者に報告する。その際、利用者の状態や症状の経過、受診・検査の実施等の今後の予定について共有するよう心がける。</li> </ul>	
(2) 感染疑い者への対応	<p><b>【利用者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的に別室に入つもらうなど、できるだけ他の利用者と距離をとる。</li> <li>・自分でマスクをはずすことのできない人、呼吸器疾患のある人、その他異食などの危険がある人については、マスク着用ではない他の方法などの工夫をする。</li> <li>・本人の特性に合わせたマスクの着用の働きかけをする。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> サービス休止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用を断つた利用者については、当該利用者を担当する相談支援事業所に情報提供を行い、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるよう努める。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 医療機関受診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用中の場合は、第一報で連絡した保護者が医療機関への受診等を行うための情報提供（利用中の状況）などを行う。</li> </ul>	
(3) 消毒・清掃等の実施	<p><input type="checkbox"/> 場所（居室・共用スペース等）、方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該利用者の利用した共有スペースの消毒・清掃を行う。</li> <li>・手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒液の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取っ手等は、消毒エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。</li> </ul>	

## 第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

### 1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	社会福祉法人白ゆり会 理事長 長尾典明	発達支援事業 担当役員 石原忍
関係者への情報共有	岡山白ゆり発達支援センター 管理者 虫明瞳	岡山白ゆり発達支援センター 管理者 虫明瞳
再開基準検討	社会福祉法人白ゆり会 理事長 長尾典明	発達支援事業 担当役員 石原忍

### 2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
<input type="checkbox"/> 都道府県・保健所等と調整 ・保健所から休業要請があればそれに従う。 ・感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、休業を検討する指標を明確にしておく。 ・感染の疑いのある利用者が、少数であり、（PCR 等）検査により陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。	
<input type="checkbox"/> 訪問サービス等の実施検討 ・利用者のニーズや対応可能な職員に応じて訪問サービスの実施を検討する。	
<input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整 ・業務停止日と業務再開日、休業中の対応について相談支援事業所に情報提供し、利用者の代替サービス確保に努める。	
<input type="checkbox"/> 利用者・家族への説明 ・管轄保健所の指示、指導助言に従い、業務停止日と業務再開日を提示する。 ・業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や職員の対応等について説明を行う。（文書等）	

□ 再開基準の明確化

- ・保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。
- ・停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合、業務を再開する。
- ・業務を再開するにあたっては、利用者及び保護者をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知すること。

## 第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

### 1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	社会福祉法人白ゆり会 理事長 長尾典明	発達支援事業 担当役員 石原忍
関係者への情報共有	岡山白ゆり発達支援センター 管理者 虫明瞳	岡山白ゆり発達支援センター 神原洋美
感染拡大防止対策に関する統括	社会福祉法人白ゆり会 理事長 長尾典明	発達支援事業 担当役員 石原忍
勤務体制・労働状況	岡山白ゆり発達支援センター 管理者 虫明瞳	岡山白ゆり発達支援センター 神原洋美
情報発信	岡山白ゆり発達支援センター 管理者 虫明瞳	岡山白ゆり発達支援センター 神原洋美

### 2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定への協力<ul style="list-style-type: none"><li>・感染者が発生した場合、保健所の指示に従う。濃厚接触者となる利用者等の特定に協力する。 ※新型コロナウイルス感染症の場合 令和5年5月8日以降、保健所から新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として特定されることはない。また、濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められない。</li><li>・感染者、感染が疑われる者等についての記録を準備する。（リストなど）</li></ul></li><li><input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ<ul style="list-style-type: none"><li>・消毒範囲、消毒内容、運営を継続（又は一時休業）するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け、実施する。</li></ul></li></ul>	様式 4

(2) 濃厚接触者への対応	<p>※新型コロナウイルス感染症の場合 令和5年5月8日以降、保健所から新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として特定されることはない。また、濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められない。</p> <p><b>【利用者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自宅待機が必要な場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機し、保健所の指示に従う。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機中の生活に必要なサービスが提供されるよう、相談支援事業所等と調整を行う。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【職員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自宅待機が必要な場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。（職場復帰時期を含めて）</li> </ul> </li> </ul>	
(3) 防護具・消毒液等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク、消毒液等の在庫量・保管場所を確認する。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 調査先・調達方法の確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の調達先から確保できない場合に備え、複数の業者と連携しておく。</li> <li>・調達先・調達方法について、法人内で情報交換。検討。</li> <li>・不足が見込まれる場合は、自治体、事業者団体に相談する。</li> <li>・感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまで時間がかかる場合があることを考慮し、適時・適切に調達できるように手配しておく。</li> </ul> </li> </ul>	様式 6 様式 2
(4) 情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有           <ul style="list-style-type: none"> <li>・時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状、その時点で判明している濃厚接触者の人数や状況を報告、共有する。</li> <li>・管轄保健所や行政からの指示についても、関係者に共有する。</li> <li>・利用者・職員の状況（感染者、濃厚接触者、勤務可能な職員数等）、休業の期間、休業中の対応、再開の目安について、事業所内・法人内で共有する。</li> </ul> </li> </ul>	様式 2

	<p><input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業の有無、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、利用者・保護者と情報共有を行う。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 自治体（指定権者・保健所）との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業の有無、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、指定権者、保健所等と情報共有を行う。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 関係業者等との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業の有無、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、相談支援事業所等と情報共有を行う。</li> <li>・必要に応じて、個人情報に留意しつつ、相談支援事業所等と相談し、地域で当該利用者が利用等している医療機関や他サービス事業者への情報共有に努める。</li> </ul>	
(5) 過重労働・メンタルヘルス対応	<p><input type="checkbox"/> 労務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の感染状況等に応じて勤務可能な職員をリストアップし、調整する。</li> <li>・職員の不足が見込まれる場合は、早めに応援職員の要請も検討し、可能な限り長時間労働を予防する。</li> <li>・勤務可能な職員の中で、休日や一部の職員への業務過多のような、偏った勤務とならないように配慮を行う。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 長時間労働対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に実際の勤務時間等を確認し、長時間労働とならないよう努める。</li> <li>・休憩時間や休憩場所の確保に配慮する。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃の声かけやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める。</li> <li>・風評被害等の情報を把握し、職員の心のケアに努める。</li> </ul>	
(6) 情報発信	<p><input type="checkbox"/> 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人内で相談して、公表のタイミング、範囲、内容、方法について、方針を定める。</li> <li>・公表内容については、利用者・保護者・職員のプライバシーへの配慮が重要であることを踏まえた上で検討する。取材の場合は、誰が対応するかを相談し決める。複数名で対応に当たる場合も、対応者によって発信する情報が異なるよう留意する。</li> </ul>	

	<p>・利用者・保護者・職員が、報道を見て初めてその事実を知ることがないよう に気を付ける。発信すべき情報については、遅滞なく発信し、真摯に対応す る。</p>	
--	--	--

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和5年4月1日	作成
令和5年5月8日	更新

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウィルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

## (参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

○（各施設で必要なものを記載）